

【医療保険】料金表

上記金額は 10 割表示です。加入保険の負担金割合により算定します。

内容			料金	
1) ①訪問看護基本療養費Ⅰ	自宅への訪問。	週 3 回まで	5,550 円	
		週 4 回以上	6,550 円	
②訪問看護基本療養費Ⅱ	居住系施設への訪問	同一日に 2 人	週 3 回まで	5,550 円
			週 4 回以上	6,550 円
		同一日に 3 人以上	週 3 回まで	2,780 円
			週 4 回以上	3,280 円
※ 夜間・早朝訪問看護加算	6~8 時・18~22 時		2,100 円	
※ 深夜訪問看護加算	22 時~6 時		4,200 円	
※ 難病等複数回訪問加算	1 日 2 回まで		4,500 円	
	1 日 3 回以上		8,000 円	
※ 緊急時訪問看護加算	緊急の求めに応じて、主治医の指示により、訪問看護を行った場合		2,650 円	
※ 長時間訪問看護加算	1 回の訪問看護に時間が 90 分を超える場合（週 1 回を限度）		5,200 円	
※ 乳幼児加算又は幼児加算	1 日につき		1,500 円	
※ 複数名訪問看護加算 (イ又はロは週 1 回を限度)	イ) 看護職員が他の看護師と指定訪問看護を行う場合		4,500 円	
	ロ) 看護職員が他の准看護師と指定訪問看護を行う場合		3,800 円	
	ハ) 看護職員が他の看護補助者又は精神保健福祉士と指定訪問看護を行う場合		3,000 円	
2) 訪問看護管理療養費Ⅰ	月の初日		7,670 円	
	2 日目以降		3,000 円	
※ 24 時間対応体制加算	緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制にある場合（月 1 回）		6,800 円	
※ 特別管理加算Ⅰ	イ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者管理指導を受けている、又は気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態		5,000 円	
※ 特別管理加算Ⅱ	ロ) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ハ) 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 二) 在宅患者点滴注射管理指導料を算定している ホ) 真皮を超える褥瘡の状態		2,500 円	
※ 退院時共同指導加算	入院・入所先の医師や看護師と共同で、退院後の在宅療養についての指導を行い、その内容を提供した場合		8,000 円	
※ 特別管理指導加算(特別管理加算の対象者である場合)上記に加算	退院時共同指導加算を算定する利用者が厚生労働大臣が定める状態にある場合		2,000 円	
※ 退院支援指導加算(退院日)	退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合		6,000 円	
※ 在宅患者連携指導加算(月 1 回)	保険医療機関または保険薬局と月 2 回以上文書等により情報共有を行い、共有された情報をもとに療養上必要な指導を行った場合に算定されます。		3,000 円	
※ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月 2 回)	利用者状態の急変や診療方針の変更等に伴い、関係する保険医療機関等がカンファレンスに参加して共同で利用者や家族に対し指導を行った場合		2,000 円	
※ 訪問看護情報提供療養費	市町村・都道府県や保育所等、保険医療機関等に対して、訪問看護に関する情報を提供した場合		1,500 円	
※ 訪問看護ベースアップ評価料	訪問看護ステーションが医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合		780 円	
※ 訪問看護医療 DX 情報活用加算	電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合		50 円	
※ ターミナルケア療養費 1	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合。		25,000 円	
※ ターミナルケア療養費 2	※看取り介護加算等を算定していない 1、看取り介護加算等を算定している 2		10,000 円	

※ 1) +2) に、※印の該当の物をプラスして負担金が算定されます（准看護師は所定金額の 90%）
 【その他の利用料】・支給限度額を超えるサービス、保険給付対象外サービスは全額負担となります。
 ・エンゼルケア 10,500 円（死化粧、死後処置）
 ・業務の実施地域を超える場合は交通費として、片道 50km 超は 500 円頂きます。